



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

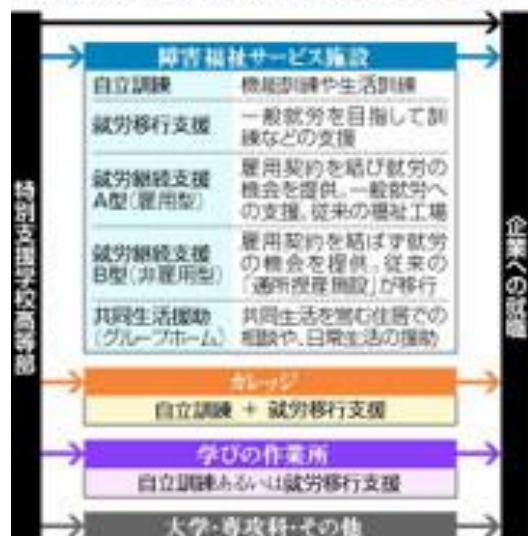
社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3190 号 2016.8.16 発行

【大学への道】 <1> 18歳 学び成長する場を

読売新聞 2016年07月05日

知的障害を持つ若者が、特別支援学校高等部を卒業後、自立のための勉強や職業訓練をする4年制の「カレッジ」が全国的に広がりを見せている。大学進学への道は厳しく、大学の代わりにと設置された学びの施設だ。知的障害を持つ若者の進学はどうなっているのか、現状について考える。

特別支援学校高等部生徒の卒業後の主な進路



◆きっかけは親心

「娘のことをちょっと話したいのですが。カレッジを作るきっかけになったのが、次女です」

福岡市東区に2012年、「カレッジ福岡」を開設した社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会理事長の長谷川正人さん(55)は、5月の説明会「オープンキャンパス」で、参加した保護者らに語り始めた。

「カレッジ」は障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの「自立訓練事業」と「就労移行支援事業」(各2年間)を組み合わせた4年制。同法人では「福祉型大学」と呼ぶが、大学ではない。

長谷川さんの次女(24)は重度の知的障害で、特別支援学校高等部を卒業する時、長谷川さんは次女にもっと勉強を続けさせたいと考えていた。担任に「娘を留年させて」と頼んだが、だめだった。「18歳で卒業して、すぐに福祉事業所で働かせるのは、あまりにもせつなかった。もう勉強をするところがないのかと残念でした」と長谷川さん。結局、生活介護の事業所で働くようになった。

◆進学率1%未満

九州・山口では、特別支援学校高等部を卒業した知的障害者が、大学や専門学校へ進学するのはほぼゼロ。卒業生のために高等部に「専攻科」(1年間以上)を設置できるが、知的障害者のための特別支援学校の専攻科は全国に九つだけ。九州・山口には、鹿児島県日置市の私立鹿児島城西高校に知的障害者の専攻科がある程度だ。高等部を卒業後は就職するか、障害福祉サービス施設で就労に向けた訓練などを受けるしかないのが現状だ。

長谷川さんは、一般の高校生は約7割が大学などに進学するのに、高等部を卒業した知的障害者の進学率が1%にも満たないことについて、「大きな教育格差が生じている」と言う。「健常者の青年は大学などで、青春を謳歌しながら成長する。知的障害の青年には、こうした成長の時間が与えられていないのはおかしい」と疑問を投げかける。

◆全国30か所以上に

和歌山県内で01年頃から、「高等部で終わらせず、もっと学ばせたい」と考える保護者

らが、専攻科設置の運動を始めた。専攻科を考える会の一つが行政に設置を働きかけたが、実現しなかった。そこで地元の福祉作業所にかけあい、自立訓練事業（２年間）を利用した「福祉型専攻科」を０８年に全国で初めて実現させた。この後、こうした施設は「学びの作業所」と名付けられ全国に広がった。

長谷川さんは各地の動きを参考に、「福祉型大学」として「カレッジ」を構想した。「次女がいなかったら、考えも及ばなかった」と話す。

長谷川さんは１５年までに、長崎県大村市、東京都新宿区、北九州市、福岡県久留米市に同様の「カレッジ」を次々に開設し、約１２０人が学んでいる。現在、「カレッジ」や「学びの作業所」などは全国で３０か所以上に増えている。

【大学への道】＜２＞教育に力 広がる可能性

読売新聞 ２０１６年 ０７月 １２日

◆「カレッジ」こだわる

知的障害を持つ若者は大学や専門学校などへの進学が難しいため、大学の代わりに施設として開設されたカレッジ福岡（福岡市東区）では、どのような運営が行われているのだろうか。

カレッジ福岡は、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスとして、１、２年生は「自立訓練事業」を、３、４年生は「就労移行支援事業」を利用した４年制の障害者福祉施設だ。社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会（福岡県鞍手町）が２０１２年に設立した。学生がサービスを利用することで、自治体から訓練等給付金が施設に支給され、授業料は原則無料となる仕組みだ。

施設側は、開設の申請を福岡市に行ったところ、「カレッジ」の名称について「福祉施設であって学校ではない」と当初難色を示されたという。長谷川正人理事長（５５）は「大学の受け皿となる設立の趣旨などをねばり強く説明し、許可が下りた」と振り返る。この後、全国各地で「カレッジ」の名称がついた同様の福祉施設の開設が続いた。

◆自らテーマ 論文発表

「自立訓練事業」だけ、「就労移行支援事業」だけを行う障害福祉サービスの施設は全国に多く存在するが、就労への訓練が中心だ。だが、カレッジは一般教養など教育に力を入れている点に大きな違いがある。

カレッジ福岡には、特別支援学校高等部や私立の普通高校を卒業した、障害が比較的軽度から重度までの学生３５人が通う。

教養課程（１、２年生）では、一般教養として社会規範や生活のルールなどを学び、文化・芸術の授業などもある。専門課程（３、４年生）では、店舗で働くための店舗実務や介護実務など就労に向けた科目が増える。また、長い時間をかけて企業でインターンシップを行い、ワープロやパソコンなどの資格・検定の取得にも力を入れている。

また、毎年２月に論文発表会を開いており、学生は自主的に、「声優について」など関心のあるテーマに取り組み、発表する。３年の女性（２０）は「熊本地震で地震について興味を持ったので、半年間調べて来年発表したい。カレッジに入って自分の可能性が広がった」と、しっかりした口調で語った。

今春、第１期生の男女３人が卒業し、福岡県内の自動車販売会社や事務機器メーカーの社員、総合病院の看護助手として就職した。

◆国語・算数力磨く

滋賀県大津市の社会福祉法人共生シンフォニーも１４年に、障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用した４年制の「くれおカレッジ」を開いた。基礎学力を養うために、公文式の国語と算数を授業に取り入れているのが特徴だ。中崎ひとみ常務理事（５１）は「知的障害の若者の教育には時間が必要だが、学生の能力は少しずつでも向上している」と説明する。

【大学への道】 < 3 > 健常者と格差門戸開放を

読売新聞 2016年08月02日

特別支援学校高等部を卒業した知的障害を持つ生徒は何人が大学に進学しているのだろうか。

文部科学省の2014年3月時点の調査では、1万6566人が卒業し、大学・短大への進学は4人、高等部の専攻科に進学したのは66人で、進学率は0.4%しかない。

独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県）の14年度の実態調査結果報告書によると、14年5月現在で大学など1185校のうち、知的障害の学生の在籍は大学23、短大8、高等専門学校（高専）ゼロの計31校で、大学36人、短大10人のわずか計46人だった。

全国障害学生支援センター（神奈川県）は各大学に受け入れ状況を数年ごとにアンケート調査している。最新の12年度は全国の571校が回答。九州地区では、回答した国公立19校、私立40校に知的障害の学生の在籍はなく、中国地区でも、回答した国公立15校、私立26校にいなかった。

私立の作新学院大（栃木県）には3人が在籍していた。同大の入試・広報課は「本人の入学したいという気持ちを尊重して、AO入試や推薦入試で面接を行って入学の可否を判断している」という。

	大学	短大	高専	計(人)
視覚障害	687	9	14	710
聴覚・言語障害	1566	51	37	1654
身体不自由	2413	93	28	2534
病弱・虚弱	2809	165	63	3037
以上の障害の重複	319	7	0	326
発達障害	2282	97	343	2722
知的障害	36	10	0	46
その他	2933	103	62	3098
計(人)	13045	535	547	14127

◆差別解消法4月施行

近年、障害者を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。国は14年1月に、障害者の人権を守るために国連の「障害者権利条約」を批准。障害を理由とした差別の解消を目的に、「障害者差別解消法」が今年4月1日に施行された。

同法の施行を受け、国公立、私立大では、障害者への差別の解消に取り組んでいる。

九州大では15年10月に障害者支援推進委員会を設置して、職員らが適切に対応できるように求める規定を作り、4月1日に施行した。

◆入試改革へ学内整備

障害学生の支援を担当する同大コミュニケーション・バリアフリー支援室によると、障害者の受験生に対する入試改革も、既に学内で整備を進めているという。同支援室は「大学のあり方として、知的障害があると（大学で）学べないというのは違うと思うので、（対応を）考えているところだ」といい、今後、具体的な入試のあり方などについて検討が進められるという。長崎大でも13年に「障がい学生支援室」を設け、障害学生の支援に関する理念や方針を14年12月に定めている。

知的障害者の青年期教育に詳しい全国障害者問題研究会の常任全国委員を務める船橋秀彦さん（61）は「大学や専門学校などに進学する健常者は約7割で、知的障害者と格差がありすぎる。大学は知的障害者に門を開けて、とりあえず進学の『機会的平等』を保障すべきだ」と主張する。

【大学への道】 < 4 > 受け入れ進む海外

読売新聞 2016年08月09日

◆韓国の私大面接で選考

外国の大学では、知的障害を持つ学生をどのように受け入れているのだろうか。

神戸大大学院人間発達環境学研究科は、韓国・忠清南道のナザレ大と学術交流協定に基づいて、障害者支援をテーマに研究交流を行っている。

同研究科によると、ナザレ大は私立で、2009年度から定員20人のリハビリテーション自立学科を設置。知的障害を持つ学生を、正規の学生として受け入れる取り組みをし

ている。入試は全て面接による考査だという。

米国カリフォルニア州の映像専門学校でパソコンの授業を受ける障害者たち（2015年1月、鞍手ゆたか福祉会提供）

同研究科の津田英二教授（48）（障害共生支援論）は、ナザレ大で優れている点の一つに、障害を持つ学生と持たない学生が、学内の生活館（学生寮）で共同生活を送っていることをあげる。

4人部屋では障害を持った学生が1人いて、健常者3人のうちの1人にヘルパー的な役割を担わせる。津田教授は「健常者と障害者が、（共同生活で）お互いに学び合っていくというのは面白い取り組みだ」と語る。



◆米は機会の平等保障

知的障害者のための大学に代わる福祉施設「カレッジ福岡」（福岡市）などを運営する社会福祉法人・鞍手ゆたか福祉会では、14年10月と15年1月に米国、同年12月に豪州、今年4月にはカナダの、それぞれの大学や専門学校を視察した。

同会の長谷川正人理事長（55）は14年春、米国の大学事情をパソコンで調べていて、知的障害者の大学進学を全米で中心的に推進している団体のウェブサイトを見つけて「衝撃を受けた」と話す。「知的障害者を受け入れている大学の多さに驚き、ダウン症の学生が、大学の中で生き生きと生活している動画を見て目を疑った」と言う。これを機に海外の視察を始めた。

米国では1990年に「障害を持つアメリカ人法」が制定され、障害者への差別が禁止され、機会の平等が保障された。08年には高等教育機会均等法が改正され、知的障害者にも大学への門戸が開放された。

◆「日本も制度化を」

長谷川理事長によると、マサチューセッツ州は知的障害者の大学受け入れが全米で最も進んだ州だという。大学では入学希望の学生は書類審査だけで選考され、知的障害者の入学枠は定員の1%程度確保されている。全米では、東海岸や西海岸では受け入れは進んでいるが、中・南部ではまだ遅れているという。カナダでは、大学の授業についていける障害の軽い人しか入れない状況があるという。

長谷川理事長は「米国では、知的障害者も大学で学べば、成長し社会人になる準備ができることを認める人権感覚がある。日本も国の制度として知的障害者が大学に行ける道を整えてほしい」と話す。

【大学への道】<5>「もっと学びたい」に込めて 読売新聞 2016年08月16日

知的障害者の大学への進学などについて、専門家2人に意見を聞いた。

◆障害対応の学部設置も検討必要

知的障害のある青年の進学などについて詳しい日本福祉大子ども発達学部の伊藤修毅准教授（41）（特別支援教育）は、「重要なのは、知的障害を持つ青年が特別支援学校高等部卒業時に、『もっと学びたい』という気持ちを持っていれば、『進学』を選択できるだけの十分な『学びの場』が保障されることだ」と話す。

そのためには、「これは教育行政が責任を負うべきことなので、当面は『福祉型の専攻科や大学』を追求しつつ、各都道府県が設置している知的障害者の特別支援学校高等部に2～4年制の専攻科を設置することが必要だ」と指摘。その上で、「大学でも知的障害者に対応した課程を持つ学部を設置するなど、少し大きな制度改革を伴う方法も検討されてしかるべきだ」と提案する。

現在の特別支援学校高等部からの進路は、実質的に「就職」（就労）がメインになっている現状についても、「（高等部では）一般就労率を高めることを要求され、職業訓練校と見

間違えるような教育課程になっている学校もある」とし、「『進学』という選択肢が保障される最大の意義は、高等部が職業教育偏重の教育課程から脱却し、高校生の年代にふさわしい豊かな青年期の学びを保障できる場になることが期待できることではないか」と話す。

◆大学開放進めて少人数の授業を

全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会の会長を務め、知的障害児や発達障害児について詳しい愛知県立大の田中良三名誉教授（70）（特別支援教育）は「大学が門戸を開いていくような働きかけが大事だ。大学で特別支援教育を研究している先生は、自らの大学で、障害のある学生をどう受け入れるのかをまず考えてほしい」と主張する。

過去に自らの論文でも、「大学の教育学部や社会福祉学部は、知的障害者や発達障害者を、定員が30～10人の場合は5～3人程度、定員100人以上では6人以上を受け入れるべきだ」と具体的な提案をしている。

また、「大学に進学することも大事だが、ただ在籍するだけではだめだ」と話す。大学が知的障害を持つ学生を単に受け入れるだけでなく、「講義や授業内容を、本当に知的障害者の学びがいがあるものにしていかなければならない」と語る。具体的には、こうした障害を持った学生には大きな教室での講義は向かず、少人数での授業を行うなど、学びやすくする必要があるという。

「知的障害を持った青年たちは少人数であれば彼らなりの面白い意見を出すことができる」と言い、講義やゼミで教授などに代わって障害者の相談に乗るための「サブティーチャー」を置くことなども提案する。（おわり）

子どもの自殺防げ 夏休み明け増える傾向 話を受け止めて／見守りの言葉を

子どもの自殺を食い止めるために大人ができること

- 子どもの話をきちんと聞く
- 子どもの話を頭ごなしに否定せず、つらさや悲しさに共感する
- 子どもの自己肯定感を高める
（子どものありのままの存在を認める。本気でほめるなど）
- 子どもに1人じゃない、見守っているよと伝える
- 子どもに悩みの相談窓口があることを教える
- 死ぬほどつらければ学校に行かなくていいと伝える

鎌倉市図書館の女性司書が 昨年8月26日につぶやいたツイッターの全文

鎌倉市図書館

もうすぐ二学期。学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしゃい。マンガもライトノベルもあるよ。一日いても誰も何も言わないよ。9月から学校へ行くくらいなら死んじゃおうと思ったら、逃げ場所に図書館も思い出してね。

話を受け止めてあげることが大切。自分のことを認めてくれていると分かれば、気持ちが落ち着く」と語る。

札幌市精神保健福祉センターの鎌田隼輔所長（精神科医）も「今は地域社会のつながり

北海道新聞 2016年8月14日

夏休みも終盤に入り、もうすぐ2学期。夏休み明けは子どもの自殺が増える傾向がある。保護者や周囲の大人はどうすれば子どもたちのSOSに気づき、自殺を食い止められるのか。また子どもたちはどこに救いを求めればいいのか。自殺を防ぐ手だてを関係者に話を聞いた。

「今リストカットしたの」。電話で子どもの悩み相談に応じているチャイルドラインさっぽろの相談員は2年前、中学生とみられる女子生徒から自殺をほめかす電話を受けた。出血が止まっているかを確認し、「何があったの？ 話してみて」と語りかけた。生徒はポツリポツリと話しだすうちに冷静になり、「またかけます」と電話を切った。

「さっぽろ」理事の水口良子さん（60）は「まずは子ども

が希薄で、他人の子には声をかけづらい雰囲気があるが、大人が自分に関心を持っていることが分かるだけで救われる。子どもたちに見守っているというメッセージを送ってあげてほしい」と呼びかける。

学校の変革も欠かせない。札幌市では2010～12年に毎年1人ずつ、市立中学校の生徒がいじめをほのめかす遺書などを残して自殺した例が相次いだ。このうち2人は2学期が始まってすぐだった。

こうした経緯から、市教委は13年から毎年8月下旬～9月下旬を「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」とし、各学校で自殺防止を児童生徒に呼びかける取り組みを実施。毎年7月に、教員が子どもの話の聞き方や、接し方について専門家から学ぶ研修会も開く。市教委は「子どもたちの自殺のサインを見逃さないよう、家庭と連携していきたい」とする。

子どもに学校以外にも居場所があると伝えることも大切だ。昨年8月末に、神奈川県鎌倉市図書館の女性司書が公式ツイッターで「学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしやい」とつぶやき、話題になった。つぶやきのリツイート（転載）は10万回以上。菊池隆館長は「反応はほとんどが大人からだった。学校でつらい経験をしたことがある人たちから共感を呼んだのではないか」と振り返る。

杏林大兼任講師で社会病理学者の舞田敏彦さん（40）は「今は学校に行かなくてもインターネットで情報や知識を得られる時代。学校だけが教育の場ではないのに、行きたくない学校に行かなくてはならない閉塞（へいそく）感が、子どもたちを苦しめている。学校のことで死ぬほど悩むぐらいなら、無理して行く必要はない。学びの場は多様にあることを子どもたちに伝えることも重要だ」と指摘している。（片山由紀）

■ 29日からチャット相談

チャイルドラインさっぽろが加盟するチャイルドライン支援センター（東京）は、夏休み明けの自殺防止策として29日～9月9日（3、4日は除く）の午後4～9時に、ネットのオンラインによる相談を実施する。チャット形式で相談員が相談に乗る。サイトは「チャイルドライン」のホームページから検索できる。

◇

夏休み明けの子どもの自殺 内閣府の調査によると1972年～2013年の42年間で、18歳以下の子どもの自殺は1万8048人。自殺者を日付別にまとめたところ、9月1日が131人で最多だった。8月下旬や4月上旬も1日50人を超えており、長期休暇明け前後に自殺が増えることが分かった。

厚生労働省はこうした兆候について「どうしても休み明けは生活環境が大きく変わるため、プレッシャーが大きく、精神的動揺が生じやすい」とみる。

14年度の自殺要因のトップは、中学生男子では学業不振、女子は友達との不和、高校生男子は学業不振、女子はうつ病だった。

ゆうちょ銀、送金を有料に 10月から9年ぶり

ゆうちょ銀行の本社が入る日本郵政ビル＝東京・霞が関

ゆうちょ銀行が、現金自動預払機（ATM）による同行口座間の送金に関し、現在無料としている手数料を10月から9年ぶりに復活させることが16日分かった。月3回目までは無料とし、4回目以降は1回当たり123円とする。

日銀のマイナス金利政策によって収益が厳しくなる中で手数料を見直し、利用頻度の高い利用者には負担を求めることにした。数億円の損益改善が見込めるといふ。

ゆうちょ銀は郵政民営化のキャンペーンとして、1回1

神戸新聞 2016年8月16日

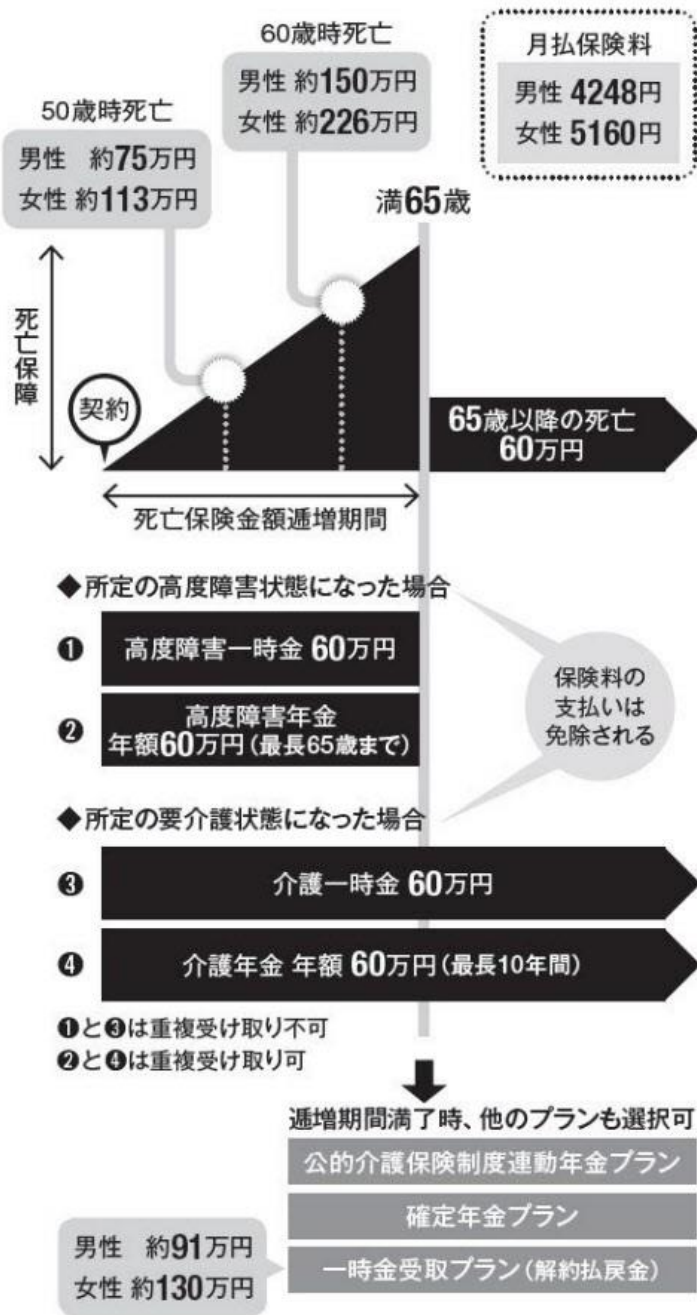


20円の手数料を無料とした。ただインターネットによる商品売買などで何度も送金する例がみられることから、見直しに踏み切った。

“ほどほど” 補償の介護保険 40歳で月4000円程度 日本経済新聞 2016年8月16日

「スーパー介護年金プランVタイプ (介護年金10年コース)」の保障例

※契約時年齢：40歳。保険料払込期間：終身。死亡保険金額通増期間満了年齢：満65歳。基準介護年金年額：60万円。通増期間が満了した65歳時に「介護保障プラン」を選択した場合。



契約はしたものの、細かな内容はよく知らない——。生命保険や損害保険の契約者の中には、こんな人も少なくないだろう。だが、保険は契約条項ひとつで受けられる補償が大きく変わる上、新たなサービスも続々と登場している。本コラムでは、生命保険と損害保険を交互に取り上げ、保険選びの上で知っておきたい知識を解説する。今回は、将来の要介護状態に備える介護保険について見ていく。

老後の要介護状態に備える介護保険は、終身の介護年金保障や手厚い死亡保障などがある一方で、保険料が月額1万~2万円程度と高いものが多い。

そうした中、アメリカンファミリー生命保険(アフラック)の「スーパー介護年金プランVタイプ(介護年金10年コース)」は、ほどほどの保険料でほどほどの保障を得られるのが特徴だ。保険期間、保険料払込期間は共に終身だが、介護年金の支給は最長10年間と限りがあり、死亡保障も控えめ。その分、保険料は40歳での契約で月額4000~5000円程度(受け取る介護年金が年間60万円の場)と手頃だ。

「スーパー介護年金プランVタイプ(介護年金10年コース)」の保障例

「所定の痴ほう(認知症)による要介護状態が3カ月以上継続」などの介護年金支払い要件に該当すると、左例で

は介護一時金 60 万円と年間 60 万円の介護年金が 10 年間受け取り、介護費用に充てられる。

またこの保険は、働き盛りの時期の方が一に対しても、ほどほどの備えになる。契約時から所定の年齢まで「死亡保険金額逓増期間」（左例では 40～65 歳）が設定されており、現役世代のうちに死亡した場合には、死亡保障が厚めになる。また、現役中に高度障害状態になると一時金と年金が受け取り、年金は逓増期間満了まで続く。要介護状態に該当するならば、重複して介護年金が 10 年間受け取れる。

どう転ぶか分からない将来に向けて、こうした「保障はこじんまりとしているが工夫が盛り込まれた保険」と、預貯金とを組み合わせるのとは一つの方法だ。

■将来、別のプランも選べる

逓増期間が満了した際、介護保障と死亡保障を引き続き受けるほか、年金や一時金を受け取るプランを選択できるのも特徴的。

20 年後、25 年後などに、その時点での社会保障制度の状況や、自分の資産、身体、生活の状態などを踏まえて、介護への備えを続けるのか、生活資金を受け取るのかを判断できる。特に、先行きが不透明な公的介護保険制度の動向を見極める機会があるのは、将来の生活設計に幅を持たせられるという意味で利点になる。

内藤真弓（ないとう・まゆみ）

生活設計塾クルー。13 年間の大手生命保険会社勤務の後、FP として独立。生活設計塾クルー取締役を務める。『医療保険はすぐやめなさい』（ダイヤモンド社）など著書多数。一般社団法人 FP&コミュニティ・カフェ代表。

障害者の工賃、6 年連続上昇



大分合同新聞 2016 年 8 月 16 日

報告に耳を傾ける参加者ら

県内の福祉施設や有識者らで構成する県障がい者工賃向上推進委員会が大分市の県庁であった。

事務局の県障害福祉課は、障害者が軽作業などをする B 型事業所の月額工賃（平均 1 万 6 2 3 7 円・2 0 1 5 年度実績）を報告。6 年連続で上昇した。工賃向上の理由として、営業活動による新規作業獲得や官公庁からの受注増加などを挙げた。

1 6 年度は、昨年度に引き続き、共同受注体制確立事業とアドバイザー派遣事業に取り組むことを決めた。

委員らは、事業所ごとの月額工賃の違いや民間との連携、アプローチ方法などについて意見を交わした。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行